

発表項目 (行事名)	道内のインフルエンザの流行状況について (第22週)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づく、発生動向調査を実施しています。</li> <li>○ 新たに、江別、中標津保健所管内で、注意報レベルの10.0を超えました。</li> <li>○ 全道の定点当たりの患者数は、第12週以降、注意報レベルの10.0を下回っています。</li> <li>○ 詳細は、別紙のとおり。</li> </ul>		
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます (<a href="http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html">http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html</a>)。なお、金曜日15時頃に更新しますので、詳細はこちらをご確認ください。</li> </ul>		

報道(取材)に当たってのお願い	今後の報道発表は、感染状況を鑑みて、必要に応じて、対応します。なお、次週以降の発生状況は、北海道感染症情報センターのホームページにて確認してください。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課 (担当者: 山内) TEL ダイヤルイン 011-204-5253 内線 25-506		
-------------	---	--	--

# 道内のインフルエンザの流行状況について

令和5年6月8日（木）15時00分

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課  
電話：011-231-4111（内線25-506）

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づく、発生動向調査を実施しています。

令和5年第22週(令和5年5月29日(月)～6月4日(日))において、道内の定点医療機関から311症例の報告があり、定点あたり1.41人となり、第12週以降、注意報レベルを下回っていますが、新たに、江別、中標津保健所管内で注意報レベルの10.0を超えています（下記2参照）。

記

## 1 定点あたり報告数

	第18週 (5/1～5/7)	第19週 (5/8～5/14)	第20週 (5/15～5/21)	第21週 (5/22～5/28)	第22週 (5/29～6/4)
全道	2.26	1.26	1.98	1.38	1.41
全国	1.70	1.35	1.90	1.62	集計中
昨年同期(道)	0.00	-	-	-	-

## 2 保健所別定点医療機関あたりの報告数（第22週）

（単位：人）

保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数
札幌市	0.75	岩見沢	0.13	苫小牧	0.88	上川	0.00	北見	0.00
小樽市	0.40	滝川	0.50	<b>浦河</b>	<b>14.00</b>	名寄	0.00	紋別	0.00
市立函館	0.10	深川	0.33	静内	0.00	富良野	0.00	帯広	2.73
旭川市	0.15	倶知安	0.25	渡島	0.00	留萌	0.00	釧路	1.36
<b>江別</b>	<b>10.50</b>	岩内	0.50	八雲	0.00	稚内	0.88	根室	0.00
千歳	0.13	室蘭	0.63	江差	0.00	網走	2.60	<b>中標津</b>	<b>17.25</b>

※インフルエンザ注意報を発令中の保健所管内地域は、前週から継続中の浦河を含む3箇所です（上記太字）。

※全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページで確認できます（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>）。

## 3 インフルエンザの感染拡大を防ぐための対策について

- できるだけ人混みを避け、外出から帰ったら必ず手洗い等をしましょう。
- 十分な栄養と睡眠を心がけ、人にうつさないためにも、発熱や咳等の症状が出た場合は、マスクの着用や咳エチケットに気をつけましょう。
- 適切な湿度(50%～60%)を保ちましょう。
- 感染が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

## 4 インフルエンザの注意報・警報

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの患者数が一週間で10人以上

警報：〃 30人以上

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの患者数が10人以上の場合に警報を継続し、下回った場合に警報を解除します。なお、解除の発表は行いません。

※ 注意報・警報の発令は、各保健所毎に行います。

・ 注意報：流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

・ 警報：大きな流行の発生が継続しつつあると疑われることを示しています。